

令和3年度

第2回太子町まちづくり審議会議事録

日時：令和3年12月13日(月) 10時00分から12時05分

場所：太子町役場議会棟1階 全員協議会室

太子町総務部企画政策課

令和3年度第2回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 令和3年12月13日(月)
場 所 太子町役場議会棟1階 全員協議会室
開 会 10時00分
閉 会 12時05分

2. 諮問事項

太子町土地利用基本計画の改定について
報告事項
第6次太子町総合計画効果検証について

3. 委員の出席者

出席委員：熊谷 直行、仲上 崇、溝端 剛、横山 孝司、杉本 泰代（教育委員会）、
福西 博幸（農業委員会）、藏屋 正之（連合自治会）、
瀧北 りえ（男女共同参画）、窪田 啓子（公募）
欠席委員：地丸 勇（商工会）

4. 町出席者

町長 服部 千秋
事務局及び説明員
総務部長 森田 好紀
経済建設部長 松谷 真利
《企画政策課》
課長 熊谷 恵之、係長 高見 良、主事 平田 一馬、主事 横尾 千尋
《まちづくり課》
課長 富岡 泰造、主査 室井 良友、主査 土井 めぐみ

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開会

事務局
(熊谷課長)

ただ今から、令和3年度第2回太子町まちづくり審議会を開催いたします。まず会議に先立ちまして、服部町長より挨拶を申し上げます。

2. 町長挨拶

服部町長

本日はお忙しい中お集りいただきありがとうございます。本日はまちづくりのあり方の重要な要素である土地利用の基本計画の改定についてご審議いただきたいと思いますと考えています。皆さんの審議を経て、パブリックコメントも予定しています。現在、県においても、新しい知事のもとで調整区域の維持、発展について検討されています。町を発展させていくためには、土地利用基本計画の重要度は非常に高いと考えており、私自身もたくさんの住民の皆さんよりご意見を受け、緩やかにそれぞれの地域を発展できるようにしていきたいと考えています。本町の未来のための計画へ活発な議論をいただくようお願いいたします。

3. 会長挨拶

事務局
(熊谷課長)

続きまして、熊谷会長からご挨拶をいただきます。

熊谷会長

会長を務めさせていただいています、熊谷直行でございます。本日の会議の議長を務めさせていただきます。

本日は、「太子町土地利用基本計画の改定について」の諮問を受け、その後、「第6次太子町総合計画効果検証について」の報告を受けることとなります。

ただ今の出席委員は9名です。定足数に達していますこと申し添えます。

4. 議事録署名委員の氏名

熊谷会長

最初に会議録署名委員の指名をいたします。

まちづくり審議会規則の第4条第2項の規定に基づきまして、議事録署名委員には、仲上 崇委員と窪田 啓子委員の両氏を指名いたします。お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。

5. 議事①

事務局
(熊谷課長)

審議に入ります前に、新しい審議会委員がいらっしゃいますので、改めまして、審議会委員及び職員のご紹介をさせていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちください。

まず、有識者として、まちづくり審議会会長の熊谷 直行様でございます。仲上 崇様でございます。溝端 剛様でございます。横山 孝司様でございます。

町の各行政委員会から推薦いただいた方として、教育委員から杉本 泰代様でございます。農業委員から福西 博幸様でございます。

各種団体から推薦いただいた方として、自治会から藏屋 正之様でございます。男女共同参画分野から 瀧北 りえ様でございます。

公募により選出されました方として、窪田 啓子様でございます。

なお、商工会から推薦いただきました地丸 勇様につきましては、本日ご欠席となっております。

次に、事務局職員のご紹介をさせていただきます。

改めまして、町長の服部千秋でございます。総務部長の森田でございます。経済建設部長の松谷でございます。私は、企画政策課長の熊谷でございます。

それでは、議事に移ります。

「太子町土地利用基本計画の改定について」諮問させていただきます。

服部町長が諮問いたしますので、熊谷会長はご起立をお願いいたします。

服部町長

太子町まちづくり審議会会長熊谷 直行様、太子町長。

太子町土地利用基本計画の改定について（諮問）

土地利用基本計画について、太子町まちづくり審議会条例（平成 13 年条例第 15 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、計画改定を行いたく諮問します。

記

改定する計画名 太子町土地利用基本計画

よろしく申し上げます。

事務局

審議の間、町長は退席いたします。

（熊谷課長）

熊谷会長

ただ今、「太子町土地利用基本計画の改定について」諮問がありました。

ご覧のとおり分量の多い計画でありますので、審議にあたっては本日と来年 2 月の 2 回をかけて審議をお願いしたいと考えています。委員の皆様におかれては、ご多忙のことと存じますが、どうかご協力をお願いします。

それでは、まちづくり課より詳細説明をお願いします。

事務局

まちづくり課長富岡と申します。本日、私と担当の室井、土井でご説明をさせていただきますと思います。

（富岡課長）

「太子町の土地利用基本計画の改定について」ご説明させていただきます。太子町の区域区分は昭和 46 年に市街化区域と市街化調整区域に線引きされました。市街化区域は、開発を促進し、市街化調整区域は開発を抑制するものです。近年、市街化調整区域における人口減少、高齢化等による活力の低下により、空き家が増加し、農地や森林の荒廃が懸念されています。このような原因の一つとして、市街化調整区域の厳しい開発抑制が影響しているものと考えています。

本町においては、このような課題に対応するため、市街化調整区域の土地利用について、一定のルールを示すために、平成 17 年 3 月に太子町土地利用基本計画を策定いたしました。当計画は市街化調整区域の土地利用のあり方や方向性を示す基本となるもので、特別指定区域制度等を活用しつつ、自然環境や、田園環境と調和した集落環境の維持形成を図るためのものがございます。

今回の改定に当たりまして、重要なポイントが三つございます。まず 1 点

目として、令和 2 年 9 月に都市再生特別措置法の一部改正が行われ、災害リスクが高い区域において、開発許可が厳格化されました。2 点目としまして、平成 27 年 4 月に兵庫県都市計画法施行条例が改正され、多様な地域の課題にきめ細かく対応できるよう、用途型特別指定区域制度を再編するなどの見直しが行われました。三つ目としましては、現在の土地利用と、現状の差異についての修正を行ってまいります。また、この三つの重要ポイントに加えまして、本計画の上位計画である太子町都市計画マスタープランを令和 2 年 3 月に改定しておりまして、都市と自然との共生、産業振興、地域資源の保全活動の活用など、持続可能な、集落や地域活力の創出に向けたまちづくりを進めているところでございます。市街化調整区域におきましても、地域の実情に合った土地利用計画を行うとともに、土地利用方針を明確にし、今後、適正な土地利用の誘導方針を示すことを目的としております。今般、太子町土地利用基本計画の改定を行っていくものでございます。

それでは詳細説明につきましては、担当の方から説明をさせていただきます。

事務局
(土井主査)

まちづくり課の土井と申します。まず、事前に配付している資料の確認をお願いいたします。太子町土地利用基本計画（素案）とスライド資料をお配りしておりますが、不足等はありませんでしょうか。

それでは計画改定の説明に移らせていただきます。

まず初めに、太子町は全域が都市計画区域に指定されております。この都市計画区域の中には 2 種類ありまして、家を建てたりですとか店舗を建てたりとかそういう市街化の形成を促進していく区域である市街化区域と建物等に建築制限を設けて開発を抑制していく区域である市街化調整区域の二つの区域がございます。太子町は昭和 46 年に市街化区域と市街化調整区域に分かれております。町域の約 8 割が市街化調整区域となっております。このたび改定する土地利用基本計画は市街化調整区域の町づくりの基本計画を定めたものです。土地利用基本計画では市街化調整区域全体を大きく五つの区域に分けて調整区域の土地利用の方向や誘導方針を定めていきます。

各区域について、それぞれ説明させていただきます。河川や国有林など法律により自然環境を守ることが定められている区域を保全区域とします。原則、この保全区域は土地利用転換を認めない区域としております。次に、森林を守る区域というのは森林区域としまして、開発などは抑制しますが、森林資源を生かした土地利用を行う区域という形で設定しております。次に、個別計画に基づき、農地を守る区域は農業区域としております。次に、既に良好な集落が形成されており、それらの保全や利用を図っていく区域を集落区域といたしております。最後に、周辺環境に一定の配慮しつつ、地域の活性化を図るための一定の開発を誘導する区域を特定区域という形で分類しております。

前の画面をご覧ください。こちらが平成 17 年に作成した、現在の太子町の土地利用計画図となっております。こちら五つの区域に分類されて色分けをしております。次に、太子町の土地利用の基本計画の目的についてですが、先ほどご説明したように、五つの区域に分けて、町全域の調整区域の土

土地利用方針を明確化し、秩序あるまちづくりを推進することです。また、住民主体によるまちづくり協議会により地区土地利用計画というものがございいます。その作成の際、大きな指針となる計画が今回の町の土地利用基本計画になります。加えて、特別指定区域の活用というものがございいます。市街化調整区域は、非常に建築制限の厳しい区域となっておりまして、自由に建物を建てたり、工場をつくったりできない区域となっております。こういった厳しい建築制限を一部緩和する制度として特別指定区域制度を設けております。この制度を活用する際には必ずこの土地利用計画というものを定めておかないといけないということで、こういった計画が必要となってきます。現在、太子町でも特別指定区域を活用しているエリアがございまして、集落の人口を維持するために、地縁者住宅を認めるエリアや太子北ランプ周辺の松尾地区などにおいては、交通利便性の高いエリアなので、自動車運送業の倉庫ですとか、あとは貨物自動車営業に資するような事業であれば建築できるというエリアを指定しております。

先ほどご説明させていただいたとおり、町の土地利用計画は、地区土地利用計画の指針となります。土地利用計画には2種類ございいます。一つ目が、今回改定する町の土地利用基本計画であり、町が主体となって作成する計画でございいます。二つ目が、自治会単位で設立したまちづくり協議会が主体となって作成する、地区土地利用計画です。まちづくり協議会主体の地区土地利用計画では地区レベルで地区の将来像を皆さんで話し合っていたいただいて、どのような土地利用が適正なのかを検討していただき、集落の人口や良好な集落環境を維持するため、集落区域を検討します。また、一定の土地利用の誘導を行って、地域の活性化を図るような特定区域と呼ばれる区域について主に検討をしていただき、土地利用計画を作成していただきます。この二つの計画は相互に整合を図る必要性がございいますので、地区土地利用計画が各地区で作成された場合は、最終的に今回の計画である町土地利用計画に反映するという関係性となっております。

次に、太子町の今回改定する土地利用計画の位置づけについてお話しさせていただきます。各種計画がございまして、第6次太子町総合計画や太子町土地計画マスタープランといった上位計画がございいます。第6次総合計画につきましましては、町の行政課題に対して長期的な計画を定めております。また、都市計画区域全域、調整区域市街化区域関係なく対象とした全域のまちづくりの具体的方針を定めておりますのが、太子町都市計画マスタープランとなっております。こういった上位計画の計画をもとに太子町土地利用計画というものを作成していきます。また、関連計画で各種個別の計画もございいます。例えば、優良な農地の保全のため農業振興整備計画を定めております。これら関連計画と整合性を図りつつ、今回の計画の改定を進めてまいります。ちなみに、画面左が都市計画マスタープラン、町域全域について定めたまちづくりの基本計画となっております。右が農業振興地域ということで、保全する農地を明示しているような形となっております。

続きまして、今回の計画改定を行う必要性について、でございます。まず、調整区域の土地利用に関する法令改正がございました。災害が激甚化しており、災害の危険性が高い区域で災害レッドゾーンと呼ばれる区域について

は、原則として開発区域に含むことができなくなっております。

また、先ほどお話ししたように、建築規制を緩和する特別指定区域には緩和内容にいくつかのメニューがございます。地縁者住宅ですとか、工場誘致ですとか、あとは沿道に商業店舗を誘致したり、色んなメニューがございますが、こちらは、平成 27 年に兵庫県が、より多様な地域課題に対応できるようにということで、制度の統合再編がございました。この際、再編によりメニューの多様化が図られておりますので、その点も今回の土地利用計画に反映しております。その他にも、整合を図るべき個別の計画改定や、JR の網干線の南側に糸井地区がございますが、この地区はもともと市街化調整区域でしたが、区画整理事業を行うことによって市街化区域に編入されております。このように、現在の計画との差異が生じておりますので、そちらの修正を行っております。

次に、計画改定で大きく変更した点についてお話しさせていただきます。まず、危険な区域である災害レッドゾーンは原則的に開発禁止ということで、町の土地利用計画に反映しております。また、集落区域に対する土地利用方針について、平成 17 年度に作成している時点では、集落内の道路整備や上下水道整備等、住みよい住環境の改善向上を目的として、住環境整備という形で、集落区域の土地利用の方針を定めましたが、昨今、人口減少が激しいということで、集落の人口減少等を念頭に人口維持や生活利便性の向上をめざした方針として、集落環境の維持保全という形に方針を変更しております。また、計画改定が行われた、都市計画マスタープランや農業振興整備計画、その他の個別計画と整合性を図っております。

また、前計画にはなかった点としまして、今計画では 4 地区ごとに土地利用方針を設定し、分かりやすく明示させていただいております。最後に、今回の都市計画マスタープランの改定において示されている調整区域の土地利用の方針と整合性を図るため、新しく三つのエリアをつくっております。まず、地域活力を取り戻して集落の人口減少を抑え、生活利便性の向上に必要な小規模な店舗などの建築物を誘導するエリアとして、地域活力再生エリアを設けております。次に、太子町の交通利便性の高い幹線道路沿いにおいて、運転手さんの利便性向上に資するような沿道型のサービス施設誘導を行う沿道施設等活用エリアを設けております。最後に、バイパスなど非常に交通利便性が高いエリアがございますので、そういったバイパスのランプ周辺など交通ポテンシャルの高いまとまった土地などに産業施設の誘導を行う産業系施設誘導エリアを設けております。

次に、計画の改定の具体的な手順と地区ごとの具体的な土地利用方針について、室井の方から説明させていただきます。

事務局
(室井主査)

まちづくり課の室井と申します。それでは次に、今回改定する計画の内容について説明します。

本計画は「序章」から「第 3 章」で構成されています。今まで説明した内容が主に「序章」になります。「現状の整理・分析」から「課題の抽出」までが「第 1 章」、「町の基本方針と区分設定方法の決定」が「第 2 章」、「地区別の土地利用方針と基本計画図の作成」が「第 3 章」です。第 1 章では、主

に町に土地利用に関する課題を抽出するため、人口等のデータから町の問題を検討します。また、町の基本方針と区分設定をするために必要となる「土地利用現況図」、「個別規制法図」、「災害ハザード図」を作成します。第2章では、第1章で抽出した課題から町の基本方針を定め、土地利用区分の設定方法を決定します。第3章では、町を4つの校区に分け、それぞれの基本方針と方針図を作成します。そのうえで、町全体の基本計画図を作成します。

まず、「現状の整理・分析」についてです。「人口・世帯数」、「人口密度分布」では、今後市街化調整区域の人口が減少していくことが予測されます。「交通状況」では、町内はバイパスや幹線道路が張り巡らされており、交通ポテンシャルが非常に高いことがわかります。「土地利用状況」では既存集落と住宅開発等の点在が確認できました。他にも、「営農状況」や「地域資源」についても、現状を整理・分析しています。

次に、「土地利用現況図」について説明します。素案のI-9のA3サイズの図面をご覧ください。これは、航空写真等をもとに、現在の土地の利用状況を示したものです。住宅等が「住居系」、田・畑等が「農業系」、商業店舗や工場等が「産業系」、公共施設や神社仏閣、福祉施設等が「公共公益系」、駐車場や資材置き場等が「空地系」となります。

次に、「個別規制法図」について説明します。素案のI-11のA3サイズの図面をご覧ください。土地利用区分を決める時に重要となる「農用地」と「国有林・保安林等」について、現在の指定状況を図示しています。詳細については、後述します。

次に、「災害ハザード図」について説明します。素案のI-12のA3サイズの図面をご覧ください。災害ハザードは、近年の災害の激甚化に対応するため、法改正があり、土地利用について考慮することとなりました。内容は主に「土砂災害」と「洪水浸水」の2種類です。「土砂災害」は、非常に危険性の高い「特別警戒区域」と比較的危険性の高い「警戒区域」があります。赤丸で示しています。「洪水浸水」は「1年で発生する確率が0.1%」の想定で、浸水する高さを示したものです。青丸で示しています。ちなみに、0.1%とは、台風は1年でおおよそ20個程度発生するため、50年に1回起きるかどうかの確率です。

次に、災害ハザードと区分設定について説明します。土砂災害特別警戒区域は「必ず」集落区域から外す必要がありますが、太子町ではほぼすべて「山の中」です。土砂災害警戒区域と洪水浸水深が3メートル以上の区域は、「安全性が確保できない場合」は集落区域等から外すか検討する必要がありますが、本計画では外していません。

以上の内容から、4つの課題を抽出しました。「土地利用状況」や「営農状況」等の分析から「優良な営農環境の保全」を、「人口・世帯数」等の分析から「定住人口の確保の取り組み」を、「交通状況」等の分析から「交通ポテンシャルの高いエリアの有効活用」を、「災害ハザード図」等から「まちの安全・安心確保に向けた取り組み」という課題が分かりました。

4つの課題をもとに、5つの土地利用の基本方針を設定しました。「優良な営農環境の保全・適正な集落環境の誘導」をもとに、「森林資源および地域資源の保全・活用」、「優良農地の保全」の方針を設定しました。また、「定

住人口の確保の取り組み」から「集落環境の維持・保全」を設定しました。なお、現行の計画では、計画策定時、太子町の市街化調整区域の人口密度が県下でも高かったため、住環境の整備が基本方針となっていました。「交通ポテンシャル」を生かした「地域振興や産業振興につながる土地利用の誘導」を、災害を考慮した水害や土砂災害による「被害の低減」を設定しました。

次に、5つの基本区域をもとに、「特定区域」をさらに3つ細分化して、7つの区域設定を決めました。「保全区域」は、国有林や保安林、河川、ため池など、法律で定められた自然環境を守る区域です。「森林区域」は、法律外で森林等を守る区域です。「農業区域」は、農用地をはじめ、農地を守る区域です。「特定区域（公共公益系）」は、公民館や学校など公共公益施設が立地する区域です。「特定区域（産業系）」は、商業施設や工場が立地している、立地を促す区域です。「特定区域（空地等適正管理系）」は、資材置き場や太陽光など、地域の活性化につながる土地利用を促す区域です。

今まで説明させていただいた内容をもとに作成した、町の土地利用基本計画図になります。現行の計画と現状の土地利用の差異としては、令和元年度に改定した松尾地区土地利用計画と、平成23年度に市街化編入した糸井カジタ地区について、それぞれ反映させています。

今から説明する方針図については、すべて、基本計画図をもとに作成しています。また、エリア設定については、上位計画である都市計画マスタープランにある、今後検討したい内容も含まれています。斑鳩地区には、林田川などの自然環境があり、それらを保全していく必要があります。農地については、営農組合が守っている優良農地が広がっており、それらを保全していく必要があります。一方で、バイパスの阿曾ランプやたつの市につながる県道門前鶴線があり、交通ポテンシャルを考慮した土地利用の誘導も必要です。また、この地区は、青丸で囲まれたエリアについて、一定の土地の広がりががあります。このエリアは町内唯一の工業地域と接しており、産業用地としてのポテンシャルが非常に高いです。そのため、このエリアを「産業系施設誘導エリア」に設定しています。しかしながら、まだ具体的な内容は決まっていないため、下地の基本計画図は「農業区域」に設定されています。

石海地区には、林田川や立岡山などの自然環境があり、石海神社等の歴史的資源もあり、それらを保全していく必要があります。この地区は平野部であり、優良な農地が広がっています。現在岩見構下地区では圃場整備事業が実施中であり、宮本・船代・老原では圃場整備事業を計画しています。一方で、福地と老原では、人口減少による地域活力低下の対策を検討しているため、「地域活力再生等エリア」を設定しています。この地区では、今後揖保線が延長され、姫路市につながる道路ができる予定です。そのため、沿道の土地利用を検討していく必要があります。

太田地区には、大津茂川や檀徳山などの自然環境があり、黒岡神社等の歴史的資源もあり、それらを保全していく必要があります。農地については、営農組合が守っており、圃場整備事業を実施した原があり、優良農地が広がっており、それらを保全していく必要があります。この地区にはいくつかの住宅地があります。それらの団地の住環境を保全していく必要があります。一方で、バイパスの太子東ランプや姫路市につながる国道179号線があり、

それらの交通ポテンシャルを考慮した土地利用の誘導も必要です。

龍田地区には、大津茂川や前山などの自然環境がありそれらを保全していく必要があります。農地については、圃場整備事業を実施した広坂があり、優良農地が広がっており、それらを保全していく必要があります。一方で、バイパスの太子北ランプや太子上太田ジャンクションがあり、それらの交通ポテンシャルを考慮した土地利用の誘導も必要です。この地区には、既存工場が集約されたエリアがあり、これらの適正化に向けた土地利用の検討が必要です。県道上太田鵜線は、町最大の総合公園と接しています。この沿道についても、土地利用を検討していく必要があります。

以上のように、現行の統計データや法規制、土地利用状況などを踏まえ、複合的に今回の改定案を作成しています。特に、エリアに指定されている自治会の会長に対しては、地元の考えについてヒアリングを行い、地元全体を踏まえた意見を聴取しています。しかしながら、太子町をより良くしていくためには、より多様な意見を伺いたいと考えています。

委員の皆様におかれましては、ご意見等いただきたく思います。

以上で、説明を終わります。

熊谷会長

どうもありがとうございました。ただいま担当の方から、詳しく説明をいただきました。説明に対して、何かご質問、ご意見等がございましたら、お受けしたいと思います。

福西委員

阿曾で営農組合を組織しています。斑鳩地区の土地利用方針図では、斑鳩地区は農地が 22 ヘクタール規模と示され、その内の馬場地域を産業用地としての検討、特定区域にしようというお話をされました。斑鳩地区の 22 ヘクタールの農地は、阿曾農地と馬場農地と、それからわずかな下阿曾の農地が大半を占めています。そのような中、馬場地域を産業用地へ変更されると、将来圃場整備を進める際に必要とされる 20 ヘクタールを割ってしまうこととなります。斑鳩地区の優良農地の確保への極めて制約になってくるでしょう。今ある農地は優良農地であるかどうかは別として、斑鳩地区の農地をきちっと確保していくとするならば、ここの産業用地の検討というのは、いかなものかなという思いです。

もう一点、東芝工場用地の北半分が何十年と利用されていません。町全体の一等地でありソーラーでは勿体ないと考えています。例えば、工場敷地の中に道をつくり、その北側にミニ工業団地という形の産業用地とするなどの方策が必要ではないでしょうか。唯一の工業団地を生かすため、東芝と連携して進められれば、馬場地区の産業用地候補は農地のまま残せるのではないのでしょうか。

事務局
(富岡課長)

ありがとうございます。福西委員のご意見のとおり、阿曾地区と馬場地区は農用地区域であり、地域とともに圃場整備の推進についての協議をしていましたが、合意には至りませんでした。また、農業者の高齢化、また減少化が進んでいること、特に東芝の北側の部分は町外にお住いの方の所有地が多く、適切に耕作・管理ができておりません。町としては農用地区域を守るた

め、農業の推進、圃場整備の方向で地域と進めていきましたが、十数年間協議・経過しても圃場整備に結びついておらず、今後の方向性の一つとして産業用地の検討候補地として提案させていただいております。

東芝の跡地につきましては、確かに十数年、現状が続いていますが、現在、半導体の需要が急激に高まっていること、東芝も一生懸命やっておられますので、連携を図りまして、有効活用していただきたいとは考えています。

横山委員 東芝従業員、また、東芝の労働組合として意見させてください。私たち東芝で働く者も北の空き地になっているところは、事業を誘致する、有効活用することを会社には強くお願いしており、今の状態がいいとは思っておりません。会社側も何とかしたいとは考えてくれていますが、会社の経営状況を含めまして、簡単ではないというのが現状です。引き続き組合側からしても、要望は続けてまいりますし、東芝と太子町とが協力してよりよくできればと考えております。

蔵屋委員 総合公園の中の小高い山の部分は森林区域となっています。自然の保全は大切ですが、例えば遊歩道をつけるなど、公園と一体として健全な体、体力づくりに活用できないでしょうか。森林をありのまま将来に残すだけでなく、もみじを植えてみるなど、大きく自然を破壊しない形で有効利用が図られるといいかと思えます。

事務局 (富岡課長) ご意見のとおり、総合公園の森林を公園と一体となるよう色の塗り替えをさせていただきます。また、新しく開館した体験学習施設に「お太子きこりん」というボランティア団体が生まれ、毎月2回程度この森林の整備を行っていただいております。階段を作ったり、森林を伐採したり、遊歩道をつけたりと熱心に活動いただいております町として支援しながら、山の整備も含めて総合公園の利活用を推進していきたいと考えています。

溝端委員 町の土地利用基本方針の設定のところに、集落環境の維持保全と記載されてある点を疑問に思っています。集落環境の維持保全に力を入れるという意味と捉えていますが、人口減少や空き家を改善していく、ネガティブじゃなくてポジティブな言葉を行政として積極的に打ち出していくことが必要だと思います。そして、農家が農業で生活できるまちづくり、農業の拠点づくり、販売の場所そのものをつくる必要があるのではないのでしょうか。集落環境を改善するためには、買い物の利便性を高める、勤務先への通勤、雇用、産業系の企業の誘致など、広い目で周辺も含めて住む人々の暮らしが成り立つようなまちづくりを忘れてはいけないと思います。維持保全ではなく、発展という気持ちが必要でしょう。

事務局 (富岡課長) 貴重な意見ありがとうございます。農業の中心となる人が農業で生計を成り立たせることはこちらも大切と考えています。農地を集約して、できるだけ効率のいい農業を行う、また、地産地消の観点も含め、地域に販売できる場所があるべきとも思っています。産業経済課とも協力し、認定農業者、営

農組合などの農業の担い手を育成・支援するとともに、圃場整備なども進めているところです。まちづくり課としても、農業力を生かしつつも、産業的なことも考えていこうというところで頑張っています。空き家の活用についても空き家バンクの設置や宅建協会との連携を図ることにより、空き家を減らす、活用する取り組みも進めています。また、最後に言われていた集落環境のあり方ですが、地域としては買い物難民が出ないような取り組みをという声も聞いています。企業等とも協力し、広い視点で考えていければと考えています。

窪田委員 農業、食というのは今 1 番大切だと思います。この太子町の方たちが生きるためにどれだけの食料が必要かということは、1 番考えないといけないことだと思います。食料を確保するためにはどれだけの土地が要るかということです、その土地を有効に使うためにはどんなことしたらいいかというふうな具体的な策が出てくると思います。

事務局 (富岡課長) 職業、食料の自給率も、全国的には 40% 切るといような形になっています。農業の担い手の育成など、農業を振興に携わっておる産業経済課と連携をとり、地産地消に努めていますがベッドタウンである町内ですべての食料を賄うことは困難であり、大きな範囲で地産地消、農業のあり方、まちづくりを考えていければと考えています。

福西委員 高齢化や遊休農地、販売先は切実な問題です。実際、高齢化が進み、阿曾の営農組合もほとんど 70 歳以上です。これから 5 年先 20 年先どうしようかというのが我々農業従事者の大きな課題です。若い世代に農業の魅力を伝え引き込んでいくこと、圃場整備の 20 ヘクタール以上という課題をどのように乗り越えるかということ、行政と一緒に、本気でどうやったら農業を続けられるのか、農地を守れるのかということを考える場をつくってほしい、誘導してほしいと思っています。

瀧北委員 昨日 2 年ぶりに開催されたおたいしマルシェに参加させていただきました。雑貨屋さんですとか、食べ物屋さんなどがたくさん並んでいましたが、あまり町内からの出店が少なかったように感じました。あのような賑わいのあるところに農産物を出店したりすればいいのではないのでしょうか。また、例えば今年 70 周年を迎える名城ソースさんですとか、そういったところの原材料として野菜とか魚を町内で作って、どんどん協力していけたら活性化にもつながるのかなと思います。

事務局 (高見係長) ご意見ありがとうございます。土地利用の話とは若干ずれるかもしれませんが、おたいしマルシェについては、住民主体で開催され、今回は防災ブースで協働していました。おたいしマルシェについては、今回はコロナ禍で出店数を絞っていましたが、町内の店舗などにも積極的に声かけされています。今回も斑鳩ふるさとまちづくり協議会や、たまごサンド製作所、とらや山本、はちみつ農家、ちゃのきカフェなど、たくさんの町内のお店が参加さ

れていたのを見受けました。主催者からもできるだけ町内のお店を呼びたいとの意向をお聞きしています。

横山委員 都市計画を見直すに当たって人口減少に歯止めをかけるというのがポイントなのかなと感じています。もちろん今使っていない農地などの有効利用というのがありますが、陸上競技場などを活用し、例えば地域密着の町のプロチーム等を誘致して、その周りを活性化させるなどし、人が集まってくる中で、商業施設等が来て地域活性化するなど、いろんなアイデアを展開できればとも思っています。今土地利用区分というもののある程度設定していただいているんですが、幅を持たして変更できるほうが、有効に使えるかと考えますので、要望・希望を含めてよろしく願いいたします。

事務局 (室井主査) 区分の中で、保全等森林と農業については、ある程度枠組みが決まっております。町として特徴を見せられるのが集落区域と特定区域をどのようにするかということになります。地区土地利用計画もこの二区域の活用が目的となりますが、森林の活用の幅の拡大も含め、もう一度内容の方は確認しながら少しでも使いやすいようにしていければと考えています。

蔵屋委員 太田地区・龍田地区は、山からの獣害、特にシカ、イノシシに作物を荒らされて大変だと聞いています。例えば柵をつくって作物を作っても飛び越えられるともお聞きします。獣害対策を進めなければこれからの農業はやっていけないのではないのでしょうか。

事務局 (富岡課長) 獣害被害もかなり出てきているというのは承知しています。産業経済課では年間 200 頭ほどの獣害駆除を実施しています。また、鹿やイノシシ対策も積極的に連携して進めています。個々の農地へすべて対応することは困難かもしれませんが、農業の相談も受け付けていますので、ぜひご利用ください。

熊谷会長 次の議題もありますので、この件につきましては、終了させていただきたいと思います。まちづくり課におかれましては、各委員より出された意見を踏まえた対応をお願いしております。

ここでまちづくり課から諮問事項について今後の日程の説明をお願いいたします。

事務局 (室井主査) 今後の日程ですが、年明けから 1 月下旬にかけて、パブリックコメントを実施し、皆様より広く意見を募集致します。その後 2 月のまちづくり審議会で問題なければ答申をいただければと思っております。

6. 議事②

熊谷会長 続きまして、「第 6 次太子町総合計画効果検証について」、企画政策課より詳細説明をお願いします。

事務局
(熊谷課長)

それでは企画政策課よりお手元の第6次太子町総合計画、横長の冊子をご覧ください。これの2ページ3ページでございますけども、第6次の太子町の総合計画の効果検証についてということでございまして、3ページの下段の方に、令和元年度に策定しました計画、この前期の計画基本計画が計画期間は2年度から6年度となっております。昨年も同じ形で効果検証につきましてご説明させていただきました。その点につきまして、年度更新させていただきましたので、説明をさせていただきます。

効果検証につきましては、2ページに記載のとおり、PDCAとして計画から始まり、実行・評価・改善という、この四つをサイクルとして効果検証を行っています。忌憚のないご意見いただきたいと思っておりますので、まず説明のほうにつきまして担当者の方から説明させていただきます。

事務局
(平田主事)

第6次太子町総合計画における令和2年度の効果検証について説明させていただきます。

事前に配布させていただいておりました「第6次太子町総合計画 効果検証」の資料を用いて説明いたします。

この資料は2ページから3ページは当計画の説明、4ページから5ページは人口推移、6ページ以降は計画に記載している数値目標とKPIの実績を記載しています。最終ページには今年度から実施の関連施策・事業を記載しております。

それでは、具体の説明に移ります。まず、はじめに8ページをご覧ください。

まちづくりの5つのプラン、基本政策について、重要業績評価指標、KPIを説明します。

プラン1「いきいきと輝くまち」について、10ページ1つ目の「認定農業者数」につきましては、昨年度に若い方に参入いただき1人増加となりました。ボランティア数につきましても令和2年度は増加しています。また、5つ目の「商工会加入率」と「創業塾や町の相談を通じた創業者数」についても、コロナ禍ではありますが、増加となりました。

11ページの「観光入込客数」については、太子会式などのイベントがコロナ禍で中止となっているため、大幅に減少しています。昨年度は「空き家空き地バンクマッチング」が1件ありました。今後も登録数の増加を図って、移住者や創業者の受け皿を増やしていきたいと考えています。

次に12ページをご覧ください。昨年度におけるプラン1に関連する事業を記載しています。地域活動の推進としまして、聖徳太子没後1400年および町制70周年をお祝いするため、3月に聖徳太子のクリアファイルを配布いたしました。また、企業との協働のまちづくりを推進するため、郵便局との協定を締結し、マスコットキャラクター「ぼうじい」のラッピングポストを10基設置したほか、町内のお店と連携し、レジ横ぼうじいを設置いただきました。今40体ものレジ横ぼうじいが、まちと企業をPRしてくれています。提案型協働事業として、まちの魅力を再発見する住民手作りの情報誌「たのしいたいし」の発行や手作り石けんの配布を行っていただきました。また、太子高校においては、「コロナに負けるな事業」として歌や花のプレゼント

や太子町歌のレコーディングを行っていただきました。

13 ページをお願いします。

地域産業の活性化として、まずご紹介したいのが、岩見構で実施している、圃場整備事業です。現在、3 区工事を終え、令和 5 年に完成予定ですが、計画どおりに農地整備が進んでおります。また、コロナ禍により、従来のお祭り形式での太子あすかふるさとまつりが中止となり、代替事業として「あなたの”夢” 叶えるお手伝いします。」という事業を実施しました。多くのメディアで報道されるなど、大変好評でした。今年度も同じ事業を実施しています。

14 ページの地域資源の活用では、宇宙飛行士ゆかりのまち交流事業として太子町名誉町民の野口聡一さんの 3 度目の宇宙飛行に合わせ、斑鳩小学校の 6 年生をあすかホールに招待して、野口さんの打上げを見届けるパブリックビューイングを実施しました。それに加えて、野口さんのもう一つの母校である神奈川県茅ヶ崎市の浜須賀小学校とのオンライン交流会も実施しました。また、シティプロモーション事業として、太子町の PR ブースを町外からの来店者が多い店舗、10 店舗に設置しました。さらに、役場庁舎の壁面を活用してプロジェクションマッピングができるよう設備を導入しました。本年 3 月および 9 月には SDGs の 17 色にライトアップするとともに、庁舎壁面を活用して SDGs の PR を実施しました。

課題・今後の方向性については、15 ページに記載していますが、2 番の給食センターとの連携による販路の拡大や 3 番の特産品を用いたレシピ開発、取扱店舗の拡充が今後必要になってくると考えています。特に、新たな給食センターの整備に合わせて、給食の米飯の割合を増やしています。農業の活性化に向けた取組として積極的に進めていきたいと考えております。

次にプラン 2 の「学び成長するまち」についてですが、コロナ禍の影響もあり、全体的に施設利用者数が減少していますが、スポーツ施設の利用者数は増加しており、運動機会の減少にまでは至っていないと考えています。全国学力・学習状況調査はコロナ禍により中止となり実施できなかったことから、実績には反映しておりません。

昨年度実施事業については、子育て支援の充実として、引き続き、子ども医療費の無料化を実施しています。また、総合公園の隣にのびすくと児童館の機能を統合した「ひまはぴ」を開設しました。資料には記載していませんが、民間による新たな企業主導型保育園や病後児保育も開設され、町と民間の両輪で子育て環境の充実を図れたと考えています。

20 ページのコンピューター教育推進事業については、児童 1 人に 1 台ずつ端末を配備し学習環境を整備することができました。さらに、中学校では、今年度中に大型提示装置を整備する予定にしています。

21 ページの社会教育の充実としましては、あすかホールや公民館、図書館のトイレ改修などの利用者が利用しやすい施設にするためのハード整備を実施しました。

課題・今後の方向性については、第一に待機児童の解消が急務であると考えています。保育士の不足など、様々な要因がありますが、今年度より潜在保育士の発掘などの保育士確保に向けた事業を実施しています。

プラン3「未来を守るまち」については、KPIにおいては、23ページ1つ目の防災訓練参加者数は、町防災訓練の中止により実績値は0となっておりますが、3つ目の避難行動要支援者等登録者数と4つ目のたいし安心安全ネット登録者数が5年度目標値を上回ることができ、少しずつではありますが、個人一人一人の防災意識の醸成は図れていると考えております。特に、安心安全ネット登録者数については、アプリ登録者数は2,641人で、現在は3,672人と、増加傾向にあります。

次のページの犯罪認知件数や交通事故発生件数、また、免許返納制度利用者数においても、5年度目標値を達成しています。免許返納制度の利用者数については、今後も進めていくことが必要であり、免許返納に伴う特典の検討や、自家用車がなくても生活しやすい環境、公共交通の整備が必要であると考えています。前回のまちづくり審議会で提示させていただいた新たなバス停の整備についても、現在、計画どおりに進捗しています。

次に昨年度実施事業についてですが、コロナ禍に対応した衛生資材を購入することで、災害時の避難所体制の充実化を図りました。また、防災ハザードマップを全戸配布いたしました。

課題と今後の方向性としましては、災害時に適切な行動ができるよう訓練を行うこと、特にコロナ禍を視野に入れた訓練や避難所運営訓練を重ねていかなければならないと考えています。

次のプラン4「元気で笑顔のまち」については、30ページの1つ目、住民の健康寿命は国勢調査結果を反映するため、未発表と記載しています。31ページの高齢者・障害者福祉の充実については、1番下の障害者グループ事業所数が5年度目標値を達成しました。

昨年度実施事業については、乳幼児健診等事業として乱視などの早期発見に寄与するスポットビジョンスクリーナーを導入し、3歳児健診の内容の充実化、また、新生児を対象とした聴覚検査費用の助成や乳幼児を対象としたロタウイルスワクチンの定期接種を始めています。

35ページの日本語教室開催事業については、昨年度はコロナ禍により教室開催数は減少しましたが、浴衣着体験イベントや防災に関する出前講座など、外国から来られた日本語学習者の希望、ニーズに合った内容で楽しみ学んでいただけたと感じています。

課題・今後の方向性については、今年度より保険分野や健診分野、介護分野の横断的連携による健康寿命の延伸と医療費の抑制を図っています。また、プラン3と類似していますが、自家用車の運転が難しくなった方の外出機会を失わないよう、買い物支援事業を拡充の検討を進めています。

プラン5「快適で持続するまち」については、KPIを見ると全体的に実績値が横ばいとなっておりますが、コロナ禍により多くの情報発信を行ってまいりましたので、ホームページのアクセス件数が増加しています。また、38ページの4つ目、住民一人あたりの財政調整基金残高については、高水準で維持ができています。今後、インフラの老朽化に伴う維持・改修などにより大きな支出も見込まれていますが、引き続き、住民サービス向上に努めるとともに、持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えています。

昨年度実施事業について、ハード面においては、総合公園の整備事業をは

じめ、陸上競技場の3種公認工事、また、福地にある太子陸橋や公園施設、遊具の修繕などを実施しました。ソフト面では、庁舎利活用事業として、役場庁舎のポテンシャルを生かして議場結婚式やフードドライブなどを実施しました。

課題と今後の方向性については、先の議題の土地利用計画でも話がありましたが、都市計画道路揖保線と宮田線の接続により町内の交通状況が大きく変化することが予想されることから、沿道の土地利用を考えていくことが必要であると考えています。そのために必要なことは、地域住民が主体となって作成する地区計画などの策定が必要になると考えています。また、安全性を確保するための狭あい道路の解消、地域の賑わい創出に向けた町遊休地の有効活用が必要ですので、今後も事業を継続して進めていきます。

最後に補足となりますが、43ページの令和3年度の新規事業について、説明します。

2つ目の楯岩城眺望改善事業については、上太田地区に位置する山城跡の楯岩城を観光地として整備するため、県の「西播磨山城復活プロジェクト」と連携しながら、駐車場整備や屋外トイレの整備、また、山頂付近の木の伐採を行っています。

4つ目のぼうじいアニメーションの作成については、ぼうじいを主人公とした、聖徳太子やぼうじ石の歴史を分かりやすく説明するためのアニメーションを作成しました。ちょうど昨日、アニメーションの上映会を開催したところです。また近日中にホームページに公開される予定です。

最終ページの3つ目、体験学習施設オープンについては、総合公園内に今年の7月に開設した体験学習施設の利用促進を図るため、様々な分野の方にご協力いただき、講師などになってもらいながら体験学習を実施しています。自然学習などにも活用できるよう柳池の清掃活動なども実施しています。令和4年度においても、多くの方が参画し、充実した施設となるよう事業を推進していきたいと考えています。

今年度の実績については、来年度のこの時期を目安に各所属からの実績を踏まえてご説明させていただきたいと考えていますので、よろしく願います。

説明は以上です。

熊谷会長 事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がある方は発言をお願いいたします。

溝端委員 外出支援のところで、タクシーチケットは令和3年度から増やしましたとのことで、この4月から始まっていると思いますが、実績としてはどうでしょうか。どういうふうな形で申請してもらおうのか。あるいは、太子町が決めて配布しているのか。

事務局 (高見係長) 昨年度末、タクシー事業者、バス事業者、企画政策課、高年介護課、社会福祉課で協議の場を持ち、高齢者等の利用実績や利用希望を聞き取りしたところ、従来までの一乗車にタクシー券2枚という制限を緩和し、一乗車に3

枚利用できるよう使い方を少し柔軟にいたしました。

昨年度はコロナ禍のため、外出が少なめだったと感じていますが、使用枚数の制限を緩和して使いやすくなったという声は届いています。

窪田委員 循環社会といわれていますが、いらなくなったものなどを回収し、それを次の方に譲れるような体制を構築することはできないのでしょうか。

事務局 (高見係長) 太子町では、民生委員児童委員協議会と社会福祉協議会とフードバンクはりまという姫路の団体と太子町の4者で協定を結び、年に2回フードドライブをしています。それ以外の時期についても、順次、そういった余剰食材や不用品をお預かりしています。届けられた物品については、フードバンクはりまを通じて、いろいろなところに配布しているとお聞きしています。

窪田委員 植物関係ではありますが、鉢などについても、町中をうろうろしていると、どこの家庭でも要らない鉢を放置しているのが見られます。何かそういったものを、花なども含めて、ストックできるようなところがあれば、そこへ集めて、催しがあるときに、好きな方に持って帰っていただくなど、利用するような方法がないかなと思っています。

事務局 (高見係長) いいご意見とは思いますが、行政がすべてを運営することは難しいと考えています。リサイクルショップを活用することや、生活環境課の行っている「譲ってください。譲ります。」の制度などをご活用いただければと考えます。循環社会を進めるにあたり、民間事業者との連携や町事業の周知などが必要であると感じました。ご意見ありがとうございます。

瀧北委員 山椒はブンセンとコラボをしています。同様に町内の名城ソースなどとコラボし、町内の原材料を活用して町内で製品化することはできないでしょうか。

事務局 (高見係長) そういった取り組みは、産業経済課を中心に進めています。町内農業者等の協力で、太子みそも塩以外はすべて町内産の原料に切り替わっています。名城ソースについても、以前に、大阪でイチジク入りソースがあることから、太子いちじく入りのソースができないか提案したことはありますが、実現には至りませんでした。山椒については、ブンセンだけではなく、山椒の生産者の方々が産業経済課の担当土井とともに色々頑張ってください、山椒マップを製作し、山椒を使った地域グルメも多数生み出してくださっています。例えば、東保にあるパパスアンドママスの山椒の商品は今年度のフードセレクションで金賞を受賞しました。

熊谷会長 他に、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

ご意見等が無いようですので、議事②「第6次太子町総合計画効果検証について」を終了とします。

7. 閉会

熊谷会長

本日の議事がすべて終了いたしました。
委員の皆様におかれましては、本日は慎重なるご審議をいただきありがとうございました。
今後も円滑な審議会運営にご協力いただくことをお願いします。
それでは、これをもちまして、令和3年度第2回まちづくり審議会を閉会いたします。
本日は慎重なるご審議をいただきありがとうございました。

事務局

(熊谷課長)

熊谷会長、どうもありがとうございました。
それでは、事務局より連絡事項をお伝えいたします。

事務局

(横尾)

次回は2月に開催を予定しており、報酬については通知文を後日送らせていただきます。ご確認よろしくお願いたします。

事務局

(熊谷課長)

委員の皆様のおかげをもちまして、本日予定しておりました案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和4年 / 月 / 日

署名委員

仲上 崇



窪田 啓子

